

第 2 経 済

- 1 商 工
- 2 農 林
- 3 畜 産 、 水 産
- 4 岐 阜 産 業 会 館
- 5 中 央 卸 売 市 場
- 6 食 肉 地 方 卸 売 市 場

1 商 工

(1) 小売業振興対策

ア 商店街組織

本市における商店街組織は柳ヶ瀬地区の小売商店等を対象とした岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会と、岐阜市商店街振興組合連合会の2つの連合会組織がある。

令和2年4月1日現在、前者は振興組合8・発展会1、後者は振興組合10・発展会2をもって構成し、主たる事業として柳ヶ瀬ジュラシックアーケード、信長楽市等のイベント事業、道三まつり、信長まつり等の協賛商業感謝祭等の共同販売並びに宣伝事業をはじめ、アーケード、街路灯等の環境整備事業を通じて小売商業の振興発展に大きく寄与している。

イ 中小企業振興補助金制度

市内の中小企業団体等の振興対策として岐阜市中小企業振興補助金交付要綱を定め、経営の近代化、合理化、高度化を図っている。

※「別表 中小企業振興補助金制度」P. 105～106参照

(2) 大規模小売店舗

令和2年4月1日現在、本市において、大規模小売店舗立地法に基づく届出があり、かつ店舗面積3,000㎡以上の店舗の状況は下表のとおりである。

店 舗 名	店舗面積(㎡)
カ ラ フ ル タ ウ ン 岐 阜	46,283
マ ー サ 2 1	34,330
岐 阜 高 島 屋	20,390
イ オ ン 柳 津 店	19,828
MEGAドン・キホーテUNY岐阜店	13,381
スーパービバホーム岐阜柳津店	11,826
オ ー キ ッ ド パ ー ク	11,000
バローパワーセンター芥見	10,899
バローショッピングセンター長良店	10,181
ドン・キホーテ柳ヶ瀬店	8,254
ヒ マ ラ ヤ 本 館	6,963
ホームセンターコーナン岐阜店	5,856
ピ ア ゴ 長 良 店	5,566
ニ ト リ 岐 阜 店	5,196
ホームセンターバロー正木店	5,003
ケ ー ヨ ー デ イ ツ ー 芥 見 店	4,729
バ ロ ー 市 橋 店	4,641
ヤマダ電機テックランド岐阜店	4,613
ス ポ ー ツ デ ポ 岐 阜 県 庁 前 店	3,994
カーマホームセンター岐阜鏡島店	3,620

店 舗 名	店舗面積(㎡)
バ ロ ー 茜 部 南 店	3,327
ケ ー ズ デ ン キ 岐 阜 宇 佐 店	3,308
忠 節 フ ラ ン テ 館	3,218

(3) 繊維産業振興対策

本市における産業分類別年間販売額（平26岐阜市商業統計調査）で見ると、繊維品卸売業と衣服・身の回り品卸売業をあわせると17.6%、自動車を含む機械器具卸売業で12.2%、建築材料、鉱物、金属材料等卸売業で9.4%、その他となっている。前回（平19）の調査と比較すると繊維品、衣服・身の回り品、卸売業の割合は低くなっているものの、依然として本市の産業において繊維・アパレルが高い割合を占めていることがわかる。

特に、岐阜アパレル産業（衣服・その他繊維製品製造卸売業）は戦後まもなく旧国鉄岐阜駅前にできた、いわゆる「ハルピン街」の名で呼ばれた衣料品を販売する街が形成されたことに端を発し、現在ではJR岐阜駅前を中心として全国他産地に例のない集積地域を形成しており、日本有数のアパレル産地としてその名を知られている。

しかし、海外からの価格が安い繊維製品の流入と流通体系の変化が進み、本市のアパレル産業は衰退傾向を余儀なくされている。そこで、業界内の各種組合組織と緊密な連携を保ちながら、ファッション都市としての経営環境づくり並びに、人材育成支援を行うとともに、産業のグローバル化と経済状況の変化に対応し得よう方策を積極的に講じている。

- (ア) ア・ミュージズ岐阜をはじめとした各種展示会の主催及び出展の支援
- (イ) 販路拡大と岐阜産地PR等を通じて、岐阜ブランド確立を図る事業への支援
- (ウ) 人材育成のための各種セミナー、講演会の開催支援

(4) 特産品等振興対策

本市における伝統工芸品や土産品のほか市内の各種中小企業などに対する振興策として、関係業界の組織団体と協力して指導育成に努め、内外各種の展示見本市等の共催、技術の向上などを図るための研修会開催支援により地元産業の発展に努めている。

(令和2年4月1日現在)

分野	主な組織	会員(組合員)数	主な事業
繊維製品産業	(一社) 岐阜ファッション産業連合会	158社	ア・ミューズ岐阜 各種展示発表会 各種アパレル講習会等 ファッションセミナー
	岐阜メンズファッション工業組合	25	
	岐阜婦人子供服工業組合	95	
	岐阜県既製服縫製工業組合	57	
	岐阜県ソーイング協同組合	23	
	岐阜県中部織物工業協同組合	20	
貿易	岐阜市産業貿易協会	25	国内見本市、貿易経営講習会等
伝統工芸	岐阜提灯協同組合	9	提灯講座、後継者育成、意匠開発、需要開拓等 和傘講座等
	(一社)岐阜和傘協会	5	
土産品	(協)岐阜市土産品協会	29	市内開催全国大会等出店
発明奨励	(一社)岐阜県発明協会岐阜支会	47	発明くふう展(県・市) 企業見学会等

(5) 新産業の創出支援

ア 創業支援

(ア) インキュベーション事業

中小、ベンチャー企業の新たな事業創出や新規起業により、産業の活性化を目指すため、平成15年4月に開設した「岐阜市創業支援ルーム」において育成支援を実施している。

施設名 岐阜市創業支援ルーム

所在地 岐阜市杉山町24番地4

育成室 7室(27㎡:6室、40㎡:1室)

入居企業 3社

賃料等 1・2年目 月額:620円/㎡
3年目 月額:1,140円/㎡

(イ) 岐阜市ビジネススクール

地域12大学・高専の1,000人を超える専門家のマンパワーを大学の枠を超えた講師陣として活用し、社会人や起業者を対象にビジネスのスキルアップ講座を開設している。

(ウ) ビジネスチャレンジ支援事業

中小企業、小規模事業者の活性化を図るため、岐阜県よろず支援拠点と連携して、岐阜市立中央図書館において週2回相談窓口を設置し、経営や起業等の各種相談に対応している。

また、創業意欲の高揚、販路開拓等の経営に関するセミナーや講演会を開催している。

(エ) 岐阜市リモートオフィス

(Neo work-Gifu)

JR岐阜駅から歩行者デッキで直結する岐阜イーストライジング24内に、創業を志す方やフリーで働く方、企業のサテライトオフィスやテレワークなどに利用できるリモートオフィス(個室)、シェアオフィス(固定席)及びワーキングスペース(自由席)を用意し、新しい働き方のモデルを提示するとともに、企業同士のマッチングによる事業創出を図る。

イ 産学官連携

連携協定を結んだ地域12大学・高専の協力のもと、産のニーズと学のシーズがマッチングすることによる新事業の創出を図っている。

・産学官連携交流会の実施

ウ 事業創造支援補助事業

市内産業の活性化を図るため、以下のとおり補助事業による支援を行っている。

(ア) 産学官連携事業補助金

(対象) 新技術・新製品・新サービスの研究開発を大学・公設研究機関と共同で実施する市内中小企業およびグループなど

(補助額) 補助対象経費の2/3以内で限度額300万円

(採択) 令和元年度 2件

(イ) 新規事業開発補助金

(対象) 市内創業を目指す者や新たな事業展開に取り組む市内中小企業およびグループなど

(補助額) 補助対象経費の1/2以内で限度額100万円

(採択) 令和元年度 0件

(ウ) 見本市等出展補助金

(対象) 自社で開発した製品やサービスを県外で開催される見本市に出展する市内中小企業

(補助額) 補助対象経費の1/2以内で、見本市等の総出展小間数に応じ、限度額30万円

(対象経費) 出展小間料

(交付回数) 1社年1回

(実績) 令和元年度 16社

(6) 企業立地対策

ア ものづくり産業等集積地計画

ものづくり産業の誘致を強力に推進するために、平成18年12月に「岐阜市企業誘致推進本部」を設置し、平成19年12月には「ものづくり産業集積地計画」を作成、平成27年12月に「ものづくり産業等集積地計画」として改訂した。

同本部は、両副市長と庁内関係部局の部長で組織されており、同計画に基づき企業誘致の推進や集積地の整備に向けて、全庁的な体制で取り組んでいる。

「柳津地区ものづくり産業集積地」については、平成24年3月に造成が完了。平成24年12月に(株)創舎と(8000.01㎡)、平成26年6月にトムス(株)と(21731.06㎡)、土地売買契約を締結し、完売となった。

「三輪地域ものづくり産業等集積地(仮称)」については、関係部署と連携し、開発に係る法手続、地元関係者の合意形成等に取り組んでいる。

イ 企業立地促進助成金

市外企業の誘致や市内企業の支援を図るため、岐阜市企業立地促進助成条例を制定している。

(ア) 助成の要件

○本店等を設置する場合

- ・業種：限定なし
- ・投下固定資産額：大企業は2億円以上、中小企業は4,000万円以上、賃借の場合は条件なし
- ・従業員数：建設・購入の場合は企業の規模に関わらず15人以上、賃借の場合は企業の規模に関わらず「雇用促進助成金対象者」(下記)15人以上

○本店等以外を設置する場合

- ・業種：製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業(一部除外あり)、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所、植物工場(ただし、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業は岐阜流通業務地区に施設を設置する場合に限る)
- ・投下固定資産額：大企業は2億円以上、中小企業は4,000万円以上、賃借の場合は条件なし
- ・従業員数：建設・購入の場合、大企業は15人以上、中小企業は5人以上、賃借の場合、大企業は「雇用促進助成金対象者」15人以上、中小企業は「雇用促進助成金対象者」5人以上

※投下固定資産とは、施設の設置に伴い、新たに取得した土地、建物、償却資産をいう。

(イ) 助成内容

○施設設置助成金

- ・建設・購入の場合(限度額なし)
投下固定資産に課税される固定資産税、都市計画税、事業所税の相当額を5年間交付
- ・賃借の場合(限度額200万円/年)
施設の賃借料の1/4と事業所税の相当額を5年間交付

○雇用促進助成金(限度額5,000万円)

- ・上記の施設を操業するために、新規に雇用または市内に転入した従業員であって、1年以上常時雇用し、かつ市内に1年以上居住した場合に1人につき50万円を交付(初年度のみ)

ウ ものづくり産業集積地補助金

岐阜市ものづくり産業集積地補助金交付要綱を定め、市もしくは市が出資している法人又は県もしくは県が出資している法人が造成した市内の場所に工場等を設置した場合、次のとおり補助金を交付する。

- ・設置に要した投下固定資産総額の10%(要綱に定めるエコ製品製造企業の場合は15%)
- ・環境関係法令の基準を上回る施設工事費の50%
合計最大10億円(要綱に定めるエコ製品製造企業の場合は15億円)を補助

エ コールセンター業誘致促進奨励金

岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付要綱を定め、市内にコールセンターを設置した事業者以下のとおり奨励金を交付する。

(ア) 助成の要件

- ・事業所取得の場合
投下固定資産総額が5,000万円以上、かつ、市内居住従業員数が20人以上
- ・事業所賃借の場合
市内居住従業員数が20人以上
※市内居住従業員とは、当該事業所に勤務する市民で、雇用保険の被保険者をいう。

(イ) 助成内容

- ・事業所取得の場合(限度額：①～③の合計で5億円)
 - ① 1年間雇用した正社員1人につき10万円(5年間)
 - ② 投下固定資産(土地、建物、償却資産)の取得費の10分の1以内の額(1年のみ)
 - ③ 通信関連経費の4分の1以内の額(5年間)
- ・事業所賃借の場合(限度額：①～④の合計で3

億円)

- ① 1年間雇用した正社員1人につき10万円(5年間)
- ② 償却資産の取得費の4分の1以内の額(1年のみ)
- ③ 事業所賃借料の4分の1以内の額(5年間)
- ④ 通信関連経費の4分の1以内の額(5年間)

(7) 海外産業交流推進事業

本市と友好都市である中国・杭州市及び姉妹都市であるイタリア・フィレンツェ市をはじめとする海外都市との、産業交流を推進する。

ア 主な事業実績(令和元年度)

- ・ スロバキア・ブラチスラバ市での在スロバキア日本国大使館主催「日本夏祭り」に出展し、交流を図った。

イ 構成団体

- ・ 岐阜市
- ・ 岐阜商工会議所
- ・ (一社)岐阜ファッション産業連合会
- ・ 岐阜婦人子供服工業組合
- ・ 岐阜市産業貿易協会
- ・ (公財)岐阜市国際交流協会
- ・ 日本貿易振興機構(ジェトロ)岐阜貿易情報センター
- ・ (公財)岐阜観光コンベンション協会

(8) 岐阜市の融資制度及び信用保証

ア 岐阜市の融資制度

本市では、市内中小企業者の事業資金の調達を円滑にして、健全経営を図るため、各種の低利率の融資制度を設けている。

この制度は、融資のための原資を市が金融機関に預託し、金融機関はその預託金に自己の資金を加えて中小企業者に貸し付けるという仕組みになっている。

市の融資制度は、信用保証協会の保証付融資であるため、支払利率のほかに信用保証料が必要となるが、市ではその信用保証料の一部又は全部を補填し、利用者の負担軽減を図っている。

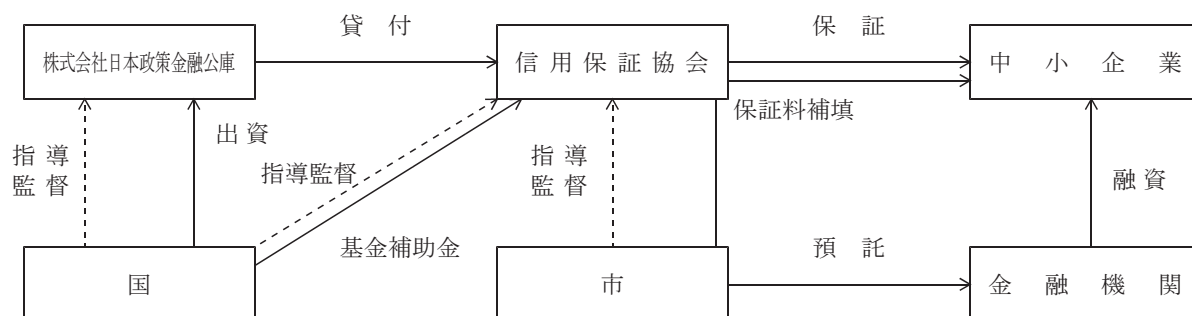
イ 岐阜市と信用保証協会

岐阜市信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された特殊法人であり、岐阜市が中心となり、市内各金融機関の協力のもとに昭和24年に設立された。

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、その融資に対して保証を行い、中小企業の借入を容易にしている。

市では、信用保証協会による保証業務が中小企業の金融円滑化に多大に寄与していることから、信用保証制度が十分に機能できるよう信用保証料の一部又は全部を補填し、中小企業者の金融の円滑化を図っている。

【関係機関の関連図】



岐阜市の融資制度

基本融資条件

- 1 市内における中小企業者等で、市内に1年以上事業所（事業の拠点となる本店、支店及び事務所をいう）を有し、かつ、1年以上事業を継続して営んでいること（創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部、事業所建設等促進資金の一部及びぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金は除く）

資金名		融資対象者	限度額
一般事業資金	中小企業振興資金	（基本融資条件に該当する方）	4,000 万円
	小口零細企業資金	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者を対象とする。（医業を主たる事業とする法人以外の特定非営利活動法人を除く。） （1）常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人）以下の個人及び会社（ただし、（2）に掲げるものを除く。） （2）従業員の数が、その業種ごとに政令で定める数以下の個人及び会社 （3）事業協同小組合 （4）従事する組合員の数が20人以下の企業組合 （5）従業員の数が20人以下の協業組合 （6）従業員の数が20人以下の医業法人（ただし、（1）～（5）を除く。）	2,000 万円 〔 本件融資を含めた保証付融資残高が 2,000 万円まで 〕
	短期資金	（基本融資条件に該当する方）	3,000 万円
	ぎふしテレスト短期資金	（基本融資条件に該当する方）ただし、下記に該当する方 1 2期以上確定申告を行っている方 2 取扱い金融機関との与信取引が1年以上ある方 3 直近決算で債務超過でない方 4 条件変更等による返済緩和がなされていない方	5,000 万円
新産業振興資金	創業者支援資金	〈一般枠〉 次のいずれかに該当する方（特定非営利活動法人を除く。） 1 事業を営んでいない個人で、認定特定創業支援事業による支援を受けて6か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が6か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有し、創業関連保証が成立する方 2 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有する方 3 事業を営んでいなかった個人、又は、その個人によって設立された会社で、事業開始後5年を経過していない中小企業者。ただし、岐阜市内で事業開始後1年を超える方については、本表上記基本融資条件に該当する方 4 廃業後5年以内の方で、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす方 （1）事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有する方 （2）事業開始後5年未満の中小企業者	2,000 万円
		〈女性・若者応援枠〉 〈一般枠〉の1から4のいずれかを満たす方で、女性又は35歳未満の方。 ※〈一般枠〉の必要書類に加えて、女性又は35歳未満の者であることが分かる身分証明書（健康保険証、パスポート等）の写しを取扱金融機関に提出するものとする。	1,000 万円
	みらい戦略資金	〈新分野進出支援枠〉 次のいずれかに該当する方 1 新分野（事業転換を含む）へ進出を図ろうとする方で、進出先の事業が当該企業の事業活動の相当程度（生産額等でみて概ね4分の1以上）を占める見込みである方 2 岐阜市事業創造支援補助金のうち、産学官連携事業補助金又は新規事業開発補助金の交付決定を受けた方 3 売電事業に係る施設の整備や機械を導入する場合の設備資金を必要とする方	8,000 万円
		〈省エネ・エコ促進枠〉 次のいずれかに該当すること。 1 省エネルギー機械、新エネルギー利用機械や産業廃棄物排出抑制機械を導入する場合等の設備資金 2 前号に関連した人材育成や外部専門サービスの利用を図る場合等の運転資金 3 その他、地球環境の保全・改善を図るのに要する資金	8,000 万円
重点施策資金		〈重点施策枠〉 次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中心市街地活性化基本計画（平成30年3月23日内閣総理大臣認定）の計画区域内において、次のいずれかに該当する方 （1）卸売業・小売業・サービス業の店舗又は事業所を新たに設置して事業を行う方 （2）卸売業・小売業・サービス業の既存の店舗又は事業所で継続して事業を行う方 2 A I（人工知能）技術を適用したソフトウェア又はA I活用関連機器の開発を行う方 3 持続可能な開発目標（SDGs）について、目標達成に向けて取り組んでいる方	1 の方は 1,000 万円 2 と 3 の方は 3,000 万円

- 2 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること
- 3 市税を完納していること（創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部、事業所建設等促進資金の一部及びぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金は除く）
- 4 資金の返済が確実と認められること

融			資		条 件			申 込 受 付 場 所
期 間	返済方法	据置期間	利 率	担 保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.70%	必要に 応じて 求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代 表者以外の連帯保 証人は不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業 協同組合連合会 の本支店 〔岐阜市信用保証 協会約定書締金 融機関に限る〕
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内 （一括返 済は1年 以内）	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.00%	原則とし て不要	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代 表者以外の連帯保 証人は不要	0.50%～2.20% ただし、中小企業信 用保険法第3条の3 に定める特別小口保 険の保険関係が成立 する方については、 0.65%とする。	0.50%～1.70% ただし、中小企業信 用保険法第3条の3 に定める特別小口保 険の保険関係が成立 する方については、 0.65%とする。	
運転資金 1年以内	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.40%	必要に 応じて 求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代 表者以外の連帯保 証人は不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	
運転資金 1年以内	元金均等 返済 又は 一括返済	1年以内	金融機関所 定利率（た だし、年 2.90% 以下の固定 に限る）	必要に 応じて 求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代 表者以外の連帯保 証人は不要	0.45%～1.90%	0.45%～0.50%	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.00%	必要に 応じて 求める。た だし、保険法第 3条の2に規定 する無担保保 険の保険関係 で、創業関連 特例又は創業 等関連特例を 適用する方につ いては、無担保 とする。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代 表者以外の連帯 保証人は不要	0.45%～1.90% ただし、中小企業信 用保険法第3条の2 に定める無担保保 険の保険関係であ って創業関連特例 、創業等関連特 例が成立する方 については、 0.80%とする。	0.45%～1.90% ただし、中小企業信 用保険法第3条の2 に定める無担保保 険の保険関係であ って創業関連特例 、創業等関連特 例が成立する方 については、 0.80%とする。	
			年 0.90%					
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年 1.20%	必要に 応じて 求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代 表者以外の連帯 保証人は不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	
						0.45%～1.90% ただし、中小企業信 用保険法第3条の2 に定める無担保保 険の保険関係であ って創業関連特例 、創業等関連特 例が成立する方 については、 0.80%とする。	0.45%～1.90% ただし、中小企業信 用保険法第3条の2 に定める無担保保 険の保険関係であ って創業関連特例 、創業等関連特 例が成立する方 については、 0.80%とする。	

資金名		融資対象者	限度額
新産業振興資金	雇用促進資金	適切な計画の下に事業拡大等を図り、融資実行日より1年以内に新たに雇用保険被保険者を1人以上雇用する方	3,000万円
	ぎふし事業承継特別資金	1 次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者とする。ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証承諾日(ただし、融資実行されたものに限る。)から3年以内に融資申込みを行うものに限る。 (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、申込時に満たしていることとする。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと (注)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費) 2 この制度の対象資金は、事業資金であって、次に掲げるものとする。 (1) 上記1(1)に該当する中小企業者にあつては、保証人(個人に限る。以下この項において同じ。)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 (2) 上記1(2)に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。	2億8,000万円 (うち無担保は8,000万円)
	ぎふし事業承継資金	(1)【経営承認枠】 ＜対象者：中小企業者(会社又は個人事業主)＞ 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による認定」を受けた中小企業者(※1) ＜資金使途＞ ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金 (2)【特定経営承継枠】 ＜対象者：中小企業である会社の代表者(代表者に就任後であること)＞ 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1条の規定による認定」を受けた中小企業者の代表者(※1) ＜資金使途＞ ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金 (3)【経営承継準備枠】 ＜対象者：中小企業者(会社又は個人事業主)＞ 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による認定」を受けた中小企業者(※1) ＜資金使途＞ ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 (4)【特定経営承継準備枠】 ＜対象者：事業を営んでいない個人(代表者に就任前であること)(※3)＞ 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による認定」を受けた事業を営んでいない個人(※1) ＜資金使途＞ ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金	2億8,000万円 (うち無担保は8,000万円)
	(※1) 経営承継円滑化法の認定：(1) 枠及び(2) 枠は、中小企業庁の関連サイトにある「様式 第6」で、(3) 枠及び(4) 枠は、「様式 第6の2」で申請する (※2) 保証料率：(2) 枠で会社の代表者が別に個人事業を営んでいない場合は料率区分5とみなす (※3) 事業を営んでいない個人：(4) 枠は別に個人事業を営んでいる方や別の会社(関連会社を含む)の代表権ある役員になっている方は対象外		

融		資		条		件		申 込 受 付 場 所
期 間	返済方法	据置期間	利 率	担 保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内	元金均等 返済	1 年以内	年 1.10%	必要に応 じて求め る。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代 表者以外の連帯保 証人は不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組 合連合会の本支店 (岐阜市信用保証協会約 定書締結金融機関に限 る)
設備資金 10 年以内	元金均等 返済 又は 一括返済	1 年以内	年 1.10%	必要に応 じて求め る。	不要	経営者保証 コーディネーター 確認なし 0.45%～1.90% 経営者保証 コーディネーター 確認あり 0.20%～1.15%	経営者保証 コーディネーター 確認なし 0.45%～0.50% 経営者保証 コーディネーター 確認あり 0.20%～0.50%	
設備資金 15年以内 (株式取得 資金を含む) 運転資金 10年以内	元金均等 返済 又は 一括返済	なし	年 1.10 % (ただし、 期間 10 年 超の場合は 1.50 %)	必要に応 じて求め る。	【個人】 原則として 不要 【法人】 原則として 法人代 表者 以外 の連 帯保 証人 は不 要	0.45%～1.90% (※2)	0.45%～0.50%	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組 合連合会の本支店 (岐阜市信用保証協会約 定書締結金融機関に限 る) (2) 枠については、上記 を満たした上で、主たる 取引関係を有する金融機 関(※)を経由して申し 込む。 (※原則として、申込者 の既住取引金融機関のう ち、取引期間が長い、貸 付残高が多い、保証債務 残高が多い、融資に留ま らず経営に係る相談その 他の経営支援を頻繁に実 施している等の理由か ら、一定の信頼関係を構 築しているものとして申 込者が認識する金融機関)
		【個人】 原則として 事業承継する会社(法人保証)						
		【個人】 原則として 不要 【法人】 原則として 法人代表者 及び承継する他の会社 (法人保証)						
	元金均等 返済 (証書貸付 に限る)				【個人】 原則として 事業承継する他の会社 (法人保証)	1.15%		

資金名		融資対象者	限度額
新産業振興資金	事業所建設等促進資金	次のいずれかに該当する方 1 適切な計画の下に事業所の市内適地への移転もしくは建設又は現在事業地での事業所の建替・増改築を行うとする方 2 次のいずれかにも該当する方 （１）本市の工場適地に新規立地しようとする市外企業で、製造業又は市長が特に認める事業を営む法人 （２）新規立地に伴い雇用効果、下請波及効果等の経済効果が相当程度見込まれること	1億5,000万円
経営改善資金	経営環境変動対策資金	<経営支援枠> 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 最近3か月の売上高が前年同期の売上高と比較して、5%以上減少していること 2 直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困窮していること 3 感染症法における「指定感染症」又は市長が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近1か月の売上高が前年同月比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も前年同期比で3%以上減少することが見込まれること <セーフティーネット支援枠> 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 中小企業信用保険法第2条第5項に定める認定を受けていること 2 中小企業信用保険法第3条に規定する普通保険又は同法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方 3 中小企業信用保険法第3条の3に規定する特別小口保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方	1億円 (うち無担保は8,000万円) 2億8,000万円 (うち無担保は8,000万円)
	ぎふし経営力強化資金	金融機関、認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定、実行、進捗報告を行う方 (取扱金融機関は原則として年1回、中小企業者等の事業年度ごとに信用保証協会に対し中小企業の計画の実行状況とともに取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告する)	1億円 (うち無担保は8,000万円)
	ぎふし返済おまとめ資金	次のいずれかに該当する方 1 岐阜市中小企業融資要綱に定められた資金のいずれかを利用しており、その資金の元金の償還を行っている方で、適切な事業計画の下に、その残高の借換えを受ける方 2 岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金(※)と岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資(※)を利用し、それぞれについて元金の償還を行っている方で、次の条件の全てに該当する方 (1) 旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できる方 (2) 最近3か月の売上高が前年同期の売上高に消費税抜きで比較して5%以上減少している方 ※一部制度を除きます。	8,000万円
	ぎふし危機関連資金	中小企業信用保険法第2条第6項の規定（危機関連保証）により経営の安定に支障を生じていることについて岐阜市長の認定を受けた方 ※1 危機関連保証の指定期間：令和2年2月1日から令和3年1月31日まで（予定）とする。 ※2 取扱金融機関は、危機指定期間内に融資実行するものとする。 ※3 取扱金融機関は、本制度に係る融資が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、「危機指定期間」中であるとき、または融資期間が1年以内であるときはこの限りでない。 ※4 取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。	2億8,000万円 (うち無担保は8,000万円)
	ウズイルス新型コロナウイルス感染症対応資金	新型コロナウイルスの影響により売上高等が減少した以下の事業者 1 売上高等が5%以上減少した個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模(※1)に限る） 2 売上高等が5%以上減少した小・中規模事業者（1を除く） 3 売上高等が15%以上減少した小・中規模事業者（1を除く） ※1 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの。 ※2 セーフティーネット保証4号、5号、危機関連保証（6項）のいずれかの認定が必要。 ※3 取扱期間：令和2年5月1日から令和2年12月31日まで（岐阜市信用保証協会の保証申込受付ベース）。ただし、融資実行は、令和3年1月31日までとする。 <信用保証料補填の対象者> 融資対象者1及び3は全額補填。融資対象者2は1/2を補填。 <利子補給の対象者> 融資対象者1及び3は全額。（融資対象者2は補助対象外。）	3,000万円

融 資 条 件								申 込 受 付 場 所
期 間	返済方法	据置期間	利 率	担 保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
設備資金 15 年以内	元金均等 返済	1 年以内	年 1.20%	必要に応じて 求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	
設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内	元金均等 返済	1 年以内	年 1.30%	必要に応じて 求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	
設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内	元金均等 返済	1 年以内	年 1.30% ただし、責任 共有制度対象 外のものは、 年 1.10%と する。	必要に応じて 求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	0.90% (中小企業信用保険法第2条 第5項第1号～第4号及び第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条 第5項第5号、第7号及び第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に 定める普通保険又は中小企業信用保 険法第3条の2に定める無担保保険 の保険関係であって災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の3に定 める特別小口保険の保険関係であっ て災害関係特例)	0.90% (中小企業信用保険法第2条 第5項第1号～第4号及び第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条 第5項第5号、第7号及び第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に 定める普通保険又は中小企業信用保 険法第3条の2に定める無担保保険 の保険関係であって災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の3に定 める特別小口保険の保険関係であっ て災害関係特例)	
設備資金 7 年以内 運転資金 5 年以内 ただし、岐阜 市信用保証協 会の信用保証 付き融資の借 換資金は 10 年以内	元金均等 返済 又は 融資期間が 1 年以内の 場合に限り 一括返済	1 年以内	年 1.40%	必要に応じて 求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	0.50%～2.00% ただし、責任共有制度 対象の場合については、 0.45%～1.75%とする。	0.50%～2.00% ただし、責任共有制度 対象の場合については、 0.45%～1.75%とする。	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組 合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証協会約 定書締結金融機関に限 る)
設備資金 10 年以内 運転資金 10 年以内	元金均等 返済	1 年以内	金融機関所定 利率(ただし、 年 2.90%以下 の固定に限る) なお、岐阜市 の融資制度を 利用しており 借換えをして いる場合は、 年 1.60%と する。	必要に応じて 求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	
設備資金 10 年以内 運転資金 10 年以内	元金均等 返済	2 年以内	年 1.10%	必要に応じて 求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要	0.80% (中小企業信用保険法 第2条第6項)	0.80% (中小企業信用保険法 第2条第6項)	
設備資金 10 年以内 運転資金 10 年以内	元金均等 返済又は 融資期間が 1 年以内の 場合に限り 一括返済	5 年以内	年 1.30% ただし、責任 共有制度対象 外のものは、 年 1.10%と する。 利子補給の対 象は、融資実 行日から、当 初3年間の支 払利子。	無担保 ただし、既に 信用保証協会 に対し、根抵 当権を差し入 れている場合 は、この限り ではない。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人 代表者以外の連 帯保証人は不要 経営者保証免除 対応を適用する 場合は法人代表 者の連帯保証を 徴求しない。	0.85% ただし、経営者保証免除 対応を適用する場合は、 年 0.2%を上乗せする。	0.425% 又は 0.85% (ただし、経営者保証免除 対応にかかる 0.20%の信 用保証料に対する補填は 0.10%又は 0.20%とする。)	

岐阜市信用保証協会の財政（市からの財政援助）

（ア）基本財産

（令和２年３月３１日現在）

基本財産（Ａ＋Ｂ）	6, 8 7 2, 1 4 8（千円）
Ａ 基 金	3, 1 6 9, 4 3 2
1 出 捐 金	0（3, 3 5 2, 6 8 3）
（１）令和元年度までの市出捐金（国基金補助金含む*）	0（3, 3 5 1, 7 1 3）
（２）昭和42年度までの金融機関出捐金	9 0 0
（３）業者及び業者団体出捐金	7 0
2 負 担 金	7 6 0, 7 4 9
（１）令和元年度までの金融機関負担金	7 5 3, 5 6 9
（２）業者及び業者団体負担金	7, 1 8 0
Ｂ 基金準備金	3, 7 0 2, 7 1 6
平成30年度までの累計	3, 6 6 8, 3 8 0
令和元年度繰入額	3 4, 3 3 6

* 国基金補助金はこれまで取崩した額を差し引いた残額

（イ）令和元年度出捐金

出 捐 金（市） 0 円

（ウ）保証債務限度額（令和２年３月３１日現在）

基 本 財 産 6,872,148千円

定款倍率限度額 × 37.5倍

合 計 257,705,550千円

別表 中小企業振興補助金制度

事業の種類	対象事業		補助率又は補助額	補助限度額	
				法人	その他の団体
高度化事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する高度化事業による資金の貸付けが決定された機械設備を設置する事業		高度化対象機械設備の費用の1／10以内（ただし、30,000,000円を超える場合は、当該費用の2／100を加算する。）	6,000,000円	設定なし
中小企業団体事業	団体が実施する人材育成事業等の年間運営事業		補助対象経費の1／5以内	設定なし	設定なし
中小企業振興事業	団体が実施する振興事業、研修会、講演会等の事業		補助対象経費の1／5以内	設定なし	設定なし
地場産業活性化奨励事業	団体が実施する事業で、岐阜県が実施する中小企業販路開拓等支援事業費補助金の交付の対象となるもの（補助対象経費が3,000,000円以上となる場合に限る。）	海外見本市等の開催又は出展	間接補助 補助対象経費の2／3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助 補助対象経費の1／3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）	間接補助 5,000,000円 直接補助 2,500,000円	間接補助 5,000,000円 直接補助 2,500,000円
		販売行為のない国内見本市等の開催	間接補助 補助対象経費の2／3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助 補助対象経費の1／3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）	間接補助 4,000,000円 直接補助 2,000,000円	間接補助 4,000,000円 直接補助 2,000,000円
		販売行為のない国内見本市等の出展	間接補助 補助対象経費の2／3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助 補助対象経費の1／3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）	間接補助 3,000,000円 直接補助 1,500,000円	間接補助 3,000,000円 直接補助 1,500,000円
		販売行為のある国内見本市等の開催又は出展	間接補助 補助対象経費の2／3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助 補助対象経費の1／3以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）	間接補助 2,000,000円 直接補助 1,000,000円	間接補助 2,000,000円 直接補助 1,000,000円
特定商業地活性化事業	第2条第1号ウ又はオに規定する団体が商店街活性化のため実施する事業で、岐阜県等の補助金の交付の対象となるもの		補助対象経費の1／3以内で、岐阜県等の補助額と同額以内の額（ただし、岐阜県等の補助額が補助対象経費の1／3を超える場合にあっては、補助対象経費から岐阜県等の補助額を除いた額の1／2以内とする。）	設定なし	設定なし
共同施設建設等事業	団体が共同施設等を新設し、又は修繕する事業	街路灯	法人 補助対象経費の1／4以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、1／2以内とする。） その他の団体 補助対象経費の1／5以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、2／5以内とする。）	6,000,000円	4,000,000円
		アーケード	法人 補助対象経費の1／4以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、1／2以内とする。） その他の団体 補助対象経費の1／5以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、2／5以内とする。）	15,000,000円	10,000,000円
		カラー舗装	法人 補助対象経費の1／4以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、1／2以内とする。） その他の団体 補助対象経費の1／5以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、2／5以内とする。）	10,000,000円	8,000,000円
		その他の共同施設等	法人 補助対象経費の1／4以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、1／2以内とする。） その他の団体 補助対象経費の1／5以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、2／5以内とする。）	5,000,000円	3,000,000円
商店街ファサード整備事業	商店街振興組合が実施する街路に面する店舗の外観、看板等の景観を統一する整備事業		補助対象経費の1／3以内	6,000,000円	設定なし
共同施設維持管理事業	団体が共同施設を維持管理する事業		補助対象経費の1／5以内	設定なし	設定なし
伝統的工芸品振興事業	伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成21・03・02財製第3号）第4条各号に掲げる補助対象事業で、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項の規定により認定を受けた振興計画（以下「振興計画」という。）に基づき実施される事業（国又は岐阜県の補助金の交付の対象となるものに限る。）		補助対象経費から国及び岐阜県の補助額を除いた額以内の額	設定なし	設定なし
	振興計画に基づき実施される事業で、市長が必要と認めるもの（国及び岐阜県の補助金の交付の対象とならないものに限る。）		補助対象経費の1／2以内	設定なし	設定なし
フレッシュあきんど育成事業	団体が実施する商業起業者育成支援事業		補助対象経費の3／4以内	設定なし	設定なし
商店街活性化研修支援事業	商店街振興組合連合会、商工会議所又は商工会が実施する研修事業		補助対象経費の1／2以内	150,000円	設定なし
商店街活性化合意形成支援事業	中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた市の基本計画（以下「基本計画」という。）に位置付けられた事業を実施するに当たり、商店街振興組合等が商業関係者、地権者等の合意形成を行う事業		補助対象経費の85／100以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象となる場合は、補助対象経費の85／100以内から岐阜県の補助額を除いた額とする。）	3,000,000円	設定なし
商店街情報発信拠点事業	団体が実施する商店街の情報発信並びにサロン、休憩所等の拠点を整備し、及び運営する事業		補助対象経費から国の補助額を除いた額以内の額	12,000,000円	設定なし
商店街買物弱者支援事業	第2条第1号ウに規定する団体が買物弱者対策のために実施する事業		補助対象経費の1／3以内	2,000,000円	設定なし
中心市街地にぎわい創出事業	基本計画に定める中心市街地内において、商店街振興組合連合会、第2条第1号カ（エ）に掲げる団体又は同条第3号に掲げる団体がにぎわい創出を図るために実施する事業		補助対象経費の1／3以内	3,000,000円	設定なし
経営改善普及事業	商工会議所又は商工会が実施する経営改善普及事業		補助対象経費から手数料その他収入、国及び岐阜県の補助額を除いた額以内の額	商工会議所 14,000,000円 商工会 9,000,000円	設定なし
市長が特に必要と認めた事業			市長がその都度決定する額	設定なし	設定なし

備考 1 その他の団体とは、法人以外の団体をいう。
2 直接補助とは、市が対象事業に対し、補助金を交付することをいう。
3 間接補助とは、市が国又は岐阜県が交付する補助金等の一部を負担することをいう。
4 岐阜県等とは、岐阜県又は公益財団法人岐阜県産業経済振興センターをいう。
5 買物弱者とは、流通機能及び交通網の弱体化に伴い、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている者をいう。

(9) 中小企業労務対策

ア 勤労者福祉対策

(ア) 勤労者の生活安定と福祉向上を図るため、岐阜市勤労者生活資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。(申込受付は随時)

融 資 対 象 者		(1) 市内に1年以上居住し、かつ、同一事業所に1年以上継続して勤務している方 (2) 満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方 (3) 市税を完納している方 (4) 取扱金融機関の定める要件を備えている方	融 資 条 件	返済期間	6年以内
				返済方法	元利均等月賦償還
				保 証 人	必要に応じて求める
資 金 使 途		教育費、医療費、冠婚葬祭費、家屋修繕費、生活必需品購入等	申 込 書 類	(1)勤労者生活資金融資申込書 (2)住民票 (3)市税完納証明書 (4)所得証明書 (5)見積書 (6)印鑑登録証明書 など	
融 資 条 件	融資金額	1世帯200万円以内(1万円単位)	申 込 受 付	取扱金融機関窓口	
	融資利率	年利3.50%(保証料を含む)	取扱金融機関	十六銀行の市内本・支店	

(イ) 勤労者の住生活の改善を促進し、合わせて福祉の向上に資するため、岐阜市勤労者耐震リフォーム資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。(申込受付は随時)

融 資 対 象 者		(1) 岐阜市内に自ら居住する専用住宅(併用住宅を除く)である方 (2) 同一事業所に1年以上継続して勤務している方 (3) 満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方 (4) 市税を完納している方 (5) 岐阜市建築物等耐震化促進事業の木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金対象者である方 (6) 取扱金融機関の定める要件を備えている方	融 資 条 件	返済期間	10年以内
				返済方法	元利均等月賦償還
				保 証 人	必要に応じて求める
資 金 使 途		耐震補強工事に連動して実施されるリフォーム等に関する経費全ての資金	申 込 書 類	(1)勤労者耐震リフォーム資金融資申込書 (2)住民票 (3)市税完納証明書 (4)所得証明書 (5)工事見積書又は工事契約書の写し (6)建物平面図 (7)印鑑登録証明書 (8)岐阜市が発行する補助金等交付決定通知書 など	
融 資 条 件	融資金額	1世帯1物件10万円以上300万円以内(10万円単位)	申 込 受 付	取扱金融機関窓口	
	融資利率	年利2.80%(保証料を含む)	取扱金融機関	十六銀行の市内本・支店	

(ウ) 事業者の住生活の改善を促進し、合わせて福祉の向上に資するため、岐阜市事業者等耐震リフォーム資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。(申込受付は随時)

融 資 対 象 者		(1) 岐阜市内に自ら居住する専用住宅(併用住宅を除く)である方 (2) 同一事業を3年以上継続して営業している方 (3) 満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方 (4) 市税を完納している方 (5) 岐阜市建築物等耐震化促進事業の木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金対象者である方 (6) 取扱金融機関の定める要件を備えている方	融 資 条 件	返済期間	10年以内
				返済方法	元利均等月賦償還
				保 証 人	必要に応じて求める
資 金 使 途		耐震補強工事に連動して実施されるリフォーム等に関する経費全ての資金	申 込 書 類	(1)事業者等耐震リフォーム資金融資申込書 (2)住民票 (3)市税完納証明書 (4)所得証明書 (5)工事見積書又は工事契約書の写し (6)建物平面図 (7)印鑑登録証明書 (8)岐阜市が発行する補助金等交付決定通知書 など	
融 資 条 件	融資金額	1世帯1物件10万円以上300万円以内(10万円単位)	申 込 受 付	取扱金融機関窓口	
	融資利率	年利2.80%(保証料を含む)	取扱金融機関	十六銀行の市内本・支店	

(エ) 勤労者の福祉増進及び文化向上のために勤労会館を管理運営。

・岐阜市勤労会館

所在地 曙町4丁目19番地1
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
建物延面積 383.27㎡
土地面積 421.08㎡
運営管理 岐阜地区労働組合協議会が指定管理者として運営を行っている。

(オ) 勤労者の健康保持、教養文化等の福祉向上を図るためサンライフ岐阜を管理運営。

・サンライフ岐阜

所在地 長良1029番地3
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建
建物延面積 1,369.72㎡
土地面積 2,319.27㎡
運営管理 株式会社技研サービスが指定管理者として運営を行っている。

イ 雇用安定対策

(ア) 人材確保サポート奨励金

若年者、中高年齢者及び障がい者の雇用促進のため、市内の事業主が国のトライアル雇用に引き続き、これら対象者を常用雇用した場合に奨励金を交付している。

(イ) 若年者就職バックアップ事業

若年者就職説明会

ニートやフリーターと求人企業との接点を創出するためのセミナーや就職相談会を開催し、就労支援を図る。

(ウ) ぎふ仕事フェア3days

若年求職者及び転職希望者と地元企業等とのマッチングを図るため、岐阜連携中枢都市圏を構成する近隣市町と連携して、合同企業説明会を3日間開催する。参加企業 約120社、参加人員 約300人

(エ) 人財確保支援事業

市内中小企業、小規模事業者を対象に、人財確保を支援するセミナー等を年4回開催する。
(定員各30名)

(オ) 高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）

高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易なものを組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用ができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として、昭和56年1月16日に社団

法人岐阜市シルバー人材センターが設立され、平成25年4月1日に公益社団法人へ移行した。

シルバー人材センターの運営・活動については、国の高齢者就業機会確保事業の適用を受け、市が援助、育成を図り、高齢者の就業機会の確保に努めている。

事業概況（令和元年度）

会員数	1,889人
受注件数	12,468件
就業延人日	180,543人日
就業実人員	1,678人
就業率	83.2%
受注金額	740,362,074円
1件当たり配分金	50,994円
1人1日あたり配分金	3,522円

(カ) 職業相談

毎週火～金曜日、職業相談員による職業相談を実施している。

(キ) 労働なんでも相談

毎週金曜日、社会保険労務士による労働なんでも相談を市民相談室において実施している。

(ク) 勤労者・事業主のためのガイド

勤労者及び事業主に対し雇用、労働に関する国・県・市の各種制度等の情報をホームページ上で紹介している。

(ケ) 就職イベント情報

市内で開催される求職者向けの就職支援セミナー、合同企業説明会等の情報をホームページ上で紹介している。

(コ) 労働実態調査

市内における民間企業の労働条件などを調査し、行政上の基礎資料を得るため労働実態調査を実施。結果を岐阜市ホームページに掲載している。

ウ 労働関係

岐阜市勤労者福祉事業補助金

市内勤労者の福祉の増進を図るために労働団体が実施する各種事業に対する支援を行っている。

2 農 林

(1) 概 要

本市の農業は、地形的、経済的な立地条件に恵まれ、最新技術の導入、普及により、水稻、野菜を中心とした都市農業が営まれている。

食生活の多様化、食材に対する安全志向の高まりなど、消費者ニーズに即した高品質な食糧を供給するため、合理化、省力化を進め、生産性、収益性の高い農業経営を目指している。

また、人・農地プランに基づき、農地の集積等を農地中間管理事業により推進し、担い手の育成・確保に努めるとともに、生産基盤の保全、整備を図り、魅力ある農業を目指し各種施策展開を進めている。

専 業 兼 業 別 農 家 戸 数

農家戸数	専 業	第一種兼業	第二種兼業	自給的農家
5,807戸	660戸	166戸	2,225戸	2,756戸
100.0%	11.4%	2.8%	38.3%	47.5%

(2015年農林業センサス)

※ 世 帯 人 員		
男	女	合 計
5,692	5,995	11,687
48.7%	51.3%	100.0%

(2015年農林業センサス)

(2) 農 政

ア 農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定を昭和49年2月に受け、同年3月30日農用地等として利用する区域を定めた農

業振興地域整備計画書案を策定、公示、同年6月許可申請書を県に提出、同年7月29日認可された。

土 地 利 用 状 況 (単位: ha)

区 分	耕 地 面 積			
	田	畑	樹園地	採草・放牧地
全 市 域	2,835.4	600.5	336.9	21.3
農業振興地域	1,724.4	140.3	171.0	21.3
農用地区域	1,477.6	86.7	91.0	—

区 分	農 業 用 施設用地	その他	合 計
全 市 域	9.6	16,556.3	20,360.0
農業振興地域	9.6	1,536.7	3,603.3
農用地区域	9.6	—	1,664.9

※小数以下第2位四捨五入のため、小計・合計が一致しない場合がある。

(岐阜農業振興地域整備計画: 令和2年1月)

イ 農業後継者対策

すぐれた能力と旺盛な近代的農業経営意欲を兼ね備えた後継者を育成するため、岐阜市農業青年会議の活動を支援するなど、創意工夫に満ちた積極的な地域農業の担い手となる優秀な後継者対策に取り組んでいる。

今後は、多様な能力を持った参入者を期待して、人材は広く求めている、農地所有適格法人以外の一般法人においても、幅広く農業の担い手としての可能性を追求していく。

また、農地所有適格法人による農業経営には、経営管理能力や対外信用力の向上、労働環境の整備による従業員の待遇向上、雇用の円滑化による新規就農者の確保、経営の円滑な継承、さらには税制面での優遇や社会保障制度上の利点があることから、農地所有適格法人化を進めていく。

区 分	内 容
1 経営改善、経営安定	(1) 相続税等農業経営改善研修等(随時) (2) 各部門による経営診断
2 家族経営協定の普及	(1) 資料配布(随時) (2) 家庭内における自主研修に対する資料提供
3 資金の利子補給融資	(1) 農業企業化資金 (2) 農業経営基盤強化資金
4 組織の拡大と質的改善	(1) 岐阜市農業青年会議の育成補助 (2) 地域営農団体の育成と法人化

ウ 農業企業化資金

農業企業化資金制度は、農業者の資本装備の高度化及び経営の近代化に資することを目的に、昭和36年発足した制度である。

エ 地産地消の推進

近年、食の安全・安心への関心の高まりや流通形態の多様化などにより、地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」の推進に向けた取り組みが全国的に広がっている。

こうした中、本市では、平成27年度より特産農産物を「ぎふベジ」の愛称で認知度向上と高付加価値化を図っている。また、農業に触れ合う機会の創出や食農教育を充実させる取り組みなど下記の事業を進めている。

(ア) 岐阜市農業まつり

地元農産物の普及及び利用促進に向け、本市の農林水産業の取り組みを広く市民にPRするため、毎年秋に、地元農畜産物の直売、地元の食材を使った料理の提供や地産地消の体験コーナー、パネルの展示などを行う「岐阜市農業まつり」を開催している。

(イ) ぎふベジブランド発信事業

本市の特産農産物であるえだまめ、だいこん、ほうれんそう、いちごなどを「ぎふベジ」としてブランド化を図るため、ホームページやフェイスブックを開設し、消費者が興味を引く情報を発信している。

(3) 作物

本市における令和元年産水稻の作付面積は1,468ha、作付農家数4,085戸で1戸当たり平均約35.9aであった。

米の生産調整を推進するために、水稻と転作とを合理的に組み合わせた土地利用方式、生産方式に誘導するため、地域ぐるみの話合いに基づく水田農業ビジョンにより、ぎふ銘柄米のハツシモ、コシヒカリ、いちご、枝豆、野菜等の栽培を推進している。

水稻については2カ所の育苗施設（受益面積600ha）を活用して、早植えの普及と普通植えを計画的に指導、施設、機械の効率利用を図っている。

米麦の乾燥調製については、大規模乾燥調製施設（2カ所のカンントリーエレベーター）で年間米2,267.0tほどを処理しているほか、市内の中小ライスセンターでも処理している。また、特別栽培米の専用処理用ライスセンターについても増強整備されている。

また、農作業の受委託、高能率生産組織の育成強化を積極的に推進するため、元気な農業産地構造改

革支援事業等により機械化営農組合を中心に大型農業機械を配備して一貫作業体系の受委託の促進を図って、品質、収量の向上等による低コスト化を目指している。

水稻栽培技術の普及については、農協・県農林事務所農業普及課等が中心になり「水稻栽培こよみ」を作成し、配布するほか、各地で「青空教室」を開催し生産安定と農薬の安全使用基準の徹底を図り『豊かで明るい農業』の推進に努力している。

(4) 園芸

ア 野菜園芸

本市の野菜園芸は、市の中心部を流れる長良川流域に広がる砂質土壌地帯で耕土が深く野菜生産に恵まれた土壌条件で、えだまめ、だいこん、ほうれんそう、こまつな等が栽培されている。えだまめは全国上位の出荷量を誇り、また、主に粕漬け用の守口だいこんとともに本市の特産品になっている。

近年、消費者に「安全・安心」野菜の供給のため「ぎふクリーン農業」を積極的に導入推進している。

イ 果樹園芸

果樹の生産は長良川北部の山麓及び平坦地に小集団を形成している。果樹の80%が柿であり、品種は富有を主体に早生富有、早秋、太秋である。

栽培の歴史は古く50年生以上の園が、5割以上を占めている。販売は、主にJAぎふが導入した、カラーセンサー選果機により一元共同出荷している。

梨は、幸水、豊水を主体にした栽培であり、野鳥、害虫対策としてネット被覆栽培が普及している。

ぶどうは、長良地区で集団的に生産されており、品種はデラウェアを主体に巨峰、ベリーA等が栽培されている。販売形態は立地条件を活かした観光農園と沿道販売であり、シーズン最盛期には20軒ほど売店が立ち並ぶ。

ウ 花き園芸

花き園芸は、昭和10年頃から切り花（球根類）の栽培に始まり、多種多様な品種が小規模ビニールハウスや露地にて栽培されていた。近年花きの需要が増えるとともに、比較的小面積でも高収入を得られることから、農業後継者に人気があり栽培面積も増加した。

鉢物については、岐阜花き流通センターが設立され、全国の市場に出荷可能となったため、少品目、大量生産による周年出荷や多品目による作型の組み合わせ等大規模経営を行う生産者が現れ、

この地域を全国有数の鉢物産地としている。

現在は、消費者ニーズが多様化しているため、流行の先取りや売れる商品の開発が必要であり、今後は、高品質、低コスト、高付加価値、減農薬など時代のニーズに合わせた栽培技術と経営努力が求められている。

エ 朝市・夜市

水田転作地の有効利用により、少量多品目を生産する農業者が直接市民と接し相対販売が行われており、消費者とのふれあいの場となって好評を得ている。

安全・安心・新鮮な農産物の供給と地産地消の推進を目的に、主なものとして、各地区の朝市と岐阜夜間市場組合がある。

(5) 薬用作物の産地化

ア 取り組みの背景

我が国の漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物は、8割以上を中国からの輸入に依存している状況であるが、近年、中国の輸出規制等により輸入価格が上昇しており、漢方薬メーカーから国内需要の拡大へのニーズが高まりつつある。また、耕作放棄地の活用や中山間地域の活性化につながる栽培作物として国内生産への関心が高まっている。

このような状況の中、本市が新たに薬用作物の産地化に向けた栽培を開始する背景として、天武天皇時代（685年）に天皇の病気を治療するため、百濟から僧ら2人を美濃の国に送り、薬草の煎じ薬を作らせたという最古の記述が日本書紀にあり、美濃の国（岐阜）が製薬業発祥の地といわれていることがある。

また、織田信長公が岐阜入城翌年の1568年にポルトガルの宣教師にヨーロッパから3,000種類の薬草を持参させ、伊吹山麓に50町歩の薬草園を作らせたという記述が江戸時代の書物にある。

さらには、本市が設置している岐阜薬科大学の薬草園で薬用植物を研究していることなどがある。

イ 平成27年度からの取り組み

平成27年3月に、公益社団法人東京生薬協会及び独立行政法人医薬基盤研究所（現 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）と連携協定を締結（令和2年3月に3年間延長）し、意欲ある生産者で構成される「岐阜市薬用作物栽培協議会」と共に薬用作物であるキキョウ、カワラヨモギ、ジオウ等の栽培を開始し、適正品目を見極めて栽培マニュアルを作成すると共に、これらを

専門的に実施する仕組みの構築と収益性の向上を図り、自立した薬用作物の産地化に向けて取り組んでいる。

(6) 生産調整推進対策

ア 概要

農業者の減少・高齢化・農業所得の激変、農村の疲弊など我が国の農業が危機的な状況にある中、平成23年度から食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことを目的として、「経営所得安定対策（旧：戸別所得補償制度）」の本格実施が始まった。

イ 転作等実績（令和元年度）

米生産目標数量(t) (作付可能面積ha)	米生産数量(t) (作付面積ha)	実地農家数 (戸)	実 施 面 積 (h a)			
			合計	転作	調整 水田	自己保 全管理
7,561 (1,606)	6,914 (1,468)	7,342	1,151	814	9	328

ウ 主要作物別転作実施状況（令和元年度） (単位：ha)

麦類	豆類	飼料作物	果樹	野菜	蜜源れんげ
138	27	110	77	284	135

(7) 岐阜市健康ふれあい農園

ア 設置の目的

市民が農作業を通して、自らの健康や家族とのふれあい及び農業に関する理解を深めることにより健康的でゆとりのある市民生活に資するため設置した。

イ 施設概要

設置位置	安食字竹田799番1
農園面積	44,788.19㎡
事業費	220,278千円
指定管理者	ぎふ農業協同組合

農 園 の 種 類 (令和2年4月1日現在)				
区 画 の 種 別 及 び 名 称		区 画 数	年 間 使 用 料	
			通 常 栽 培	限 定 栽 培
一 般 用 区 画	30㎡	131区画	11,000円	1,100円
	40㎡	64	14,600	1,460
	50㎡	61	18,300	1,830
身体障がい者用区画	車椅子タイプ(2㎡)	9	730	100
	ベンチタイプ(2㎡)	6	730	100
小 計		271	—	
種 別	内 容	募集コース	体験料金	備 考
体験区画	栽培計画に基づく播種、収穫等の体験(令和元年度は12種類の収穫を計画、うち2種類中止※)	個別作物体験コース 年間体験コース	1,000～1,600円 9,000	収穫物代金を含む

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和元年度(2種類)、令和2年度の収穫体験を中止しました。

(8) 林 政

ア 林野の概況

本市の森林は都市近郊林として林業生産活動の場のみならず、近年は地域住民から、森林の持つ水源涵養機能、あるいは自然環境保全に対する充実が一層要請されているところである。

しかし、都市近郊林は種々の要因により放置荒廃化が進行している状況にあり、本市においては、都市における森林の公益的機能を重視し、森林の適正な管理の推進並びに活性化を本市林政の基本方針としている。

なお、森林面積は6,053ha(国有林の金華山220haを含む)で市の区域面積の約30%を占めている。

イ 造林補助事業

森林は、水源涵養機能、洪水緩和機能、二酸化炭素吸収機能等の公益的機能を有する社会的資産である。このため、社会全体で森林の適正な整備及び保安を図り公益的機能の発揮を確保する必要があることから、本市では、森林所有者が森林組合を通じて実施する新植事業や間伐、あるいは下刈、除伐、雪起等の保育事業の経費の一部を補助

している。

	対象面積	補助金額
令和元年度	24.01ha	903,865円

ウ 林道整備

林道は林産物の搬出等林業の合理的経営と森林の適正管理に必要な基幹となる施設であり、造林保育・伐採等森林施業の展開にあわせて計画的に整備している。

令和2年4月1日現在、林道の路線数は、23路線、延長は24,500mである。

エ 治山事業

近年宅地開発の進展に伴い、集中豪雨による山崩れ等の山地災害発生危険度も高くなっているため、予防治山、復旧治山、並びに県単・市単治山等の総合計画的施行を進め、森林の保全並びに地域住民の安全確保に努めている。

オ 分収造林「たずさえの森」事業

市民の心のふるさとである長良川の清流を守るため、本市と長良川上流域の自治体が共に手をたずさえながら緑を確保し、森林資源の造成を図る

とともに、治山・治水の立場から林業を通して双方の友好を深めていくことを目的に、昭和５７年度から本事業を実施している。

昭和５７年度、現在郡上市の旧高鷲村から順次旧白鳥町・旧大和町・旧八幡町・旧美並村・旧明宝村・旧和良村へと拡大し、現在は保育事業を実施している。

さらに、平成８年度以降は、長良川の支流である板取川、津保川、武儀川の上流域へと拡大し、現在関市の旧板取村・旧上之保村・旧洞戸村・旧武儀町・旧武芸川町、現在山県市の旧美山町と分収契約を締結している。

また、平成２１年度には関市（下之保地内）と事業拡大の契約を締結し、現在は郡上市・関市・山県市の３市との間で６９．８８haの契約を締結し、約１７万本を育林している。

（９）自然環境保全

ア 環境緑化

本市の森林面積は、６，０５３haと市全体の約３０％を占めているが、経済性の低さ、林業労働力の減少、松くい虫被害のまん延、まつたけ生産の激減等により放置荒廃化が進行している。

一方、近年都市化の進展により市民には身近な自然、とりわけ緑に対しての関心が高まってきている。

本市は、市民が要請する自然とふれあう憩いの場として都市近郊森林の活用を考え、昭和５９年度から市の北東部、山県北野地内のファミリーパーク後背地の森林において都市近郊緑化推進モデル事業（林野庁補助事業）を実施した。区域面積３５haに、環境保全機能、保健休養機能、教育機能、文化施設保全機能を複合的に発揮できるようにモデル計画を樹立し整備を実施した。具体的整備内容は次のとおりである。

（ア）レクリエーションの森

- ・山菜の森 ・照葉樹の森
- ・野鳥の森 ・水生植物園
- ・四季の森の造成

（イ）みんなの森

- ・記念樹の森（ふるさとの森）の造成

（ウ）野外教育の森

- ・昆虫の森 ・落葉の森
- ・きのこの森 ・ドングリの森
- ・森林施業モデル林（体験の森）
- ・ツツジの丘の造成

イ 有害鳥獣対策

近年、イノシシ、シカ、ヌートリア、アライグマによる農林産物や生活環境の被害が発生している。

イノシシ等侵入防止柵資材費の支援のほか「有害鳥獣捕獲事業」として、市から猟友会にイノシシ、シカ等の捕獲の委託を行ったり、アライグマ等については民間業者と契約し、被害調査を行うほか、被害を受けている市民の方に捕獲用のはこわなの貸出を行うなど、農林産業の健全な発展や生活環境の保全に努めている。

ウ 鳥獣飼養登録関係事務

平成２４年４月より、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鵜飼漁業への利用目的で飼養する鵜等を対象として、鳥獣飼養登録の事務を行っている。

エ ホタルの保護

夏の風物詩として親しまれてきたホタルは、住宅開発等による水質の汚濁や河川改修等により、その姿を消していた。しかし、近年になって、水質等の改善や地域住民の努力により、再びその姿を現すようになり、主に長良川以北の中小河川に発生、飛翔している。

本市では、地域住民による自主的な保護団体が組織され、ホタルの保護が行われている。

（１０）保健休養

ア 保健保安林

都市住民が要請する森林の保健休養機能の充実を図るため、保健保安林５７２haを指定し、市民の憩いの森としての施設整備を実施している。

イ 岐阜市広域総合生活環境保全林整備事業（ながら川ふれあいの森）

（ア）整備の目的

本市の森林は、都市近郊林として林業生産活動の場としてだけでなく、土砂の崩壊流出等の災害の防止、水の流出調整や洪水の防止等の水源涵養、大気の浄化、自然環境の保全など多様な機能を通して、古くから地域住民の生活と深く関わっている。

さらに近年、市民の余暇活動の増大により、自然とふれあう等「心のゆとりとうるおい」が求められている。そこで本市では、市民参加による森づくりを目指し、保健・文化・スポーツ・レクリエーション資源であり良好な景観を形成する環境資源である森林を、特色ある市民の憩いの森として利用するため、平成４年度から

整備を進め、平成１２年１１月１日、「ながら川ふれあいの森」を開設した。

(イ) 区域及び面積

三田洞、長良岩舟、長良古津、加野及び岩井地区に広がる森林地域２３３ha

(ウ) 施工期間

平成４年度～１３年度

(エ) 施設概要

- ・管理車道（幅員４m 全長８km）
- ・管理歩道（幅員２m 総延長２０km）

- ・その他、林間広場や水辺環境施設（調整池）
- ・キャンプ場等のレクリエーション施設
- ・あずまや、ベンチ等の休憩施設
- ・四季の森センター、駐車場、トイレ等の便益施設
- ・その他、展望台、薬木の広場、野鳥観察施設、炭焼き施設等

(オ) 指定管理者

株式会社木の国

(カ) 使 用 料

(令和２年４月１日現在)

施 設 名	種 別	区 分	単 位	金 額
四 季 の 森 セ ン タ ー	多 目 的 室	４月、１０～３月	午 前	１, ８ ８ ０ 円
			午 後	２, ５ １ ０
			全 日	３, ９ ８ ０
		５月～９月	午 前	１, ８ ８ ０
			午 後	２, ５ １ ０
			夜 間	１, ８ ８ ０
			全 日	５, ６ ５ ０
	付 属 設 備	冷暖房費 (６～９月、 １１～３月)	１時間 ３１０円	
			シャワー１回（３分）	
キ ャ ン プ 場	テ ン ト 区 画	昼 間		５ ２ ０
		１泊（５月～９月）		１, ０ ４ ０
	キ ャ ン プ 備 品	テ ン ト	１ 張	３ １ ０
		炊飯セット	１ 組	１, ０ ４ ０
		毛 布	１ 枚	２ ０ ０
炭 焼 き 広 場	炭 焼 き 窯	シ ー ツ	１ 組	２ ０ ０
			１ 回	１, ５ ７ ０

(キ) 今後の利用計画

整備された諸施設を十分活用して、広く市民が身近な森林浴、自然散策、レクリエーション、スポーツを楽しみ、また、自然をそのまま活用する自然観察会や多種多様な自然活動を行うなど幅広い利用が期待される。

場として整備し活用することが都市住民から要請されている。

「萩の滝周辺ミニ生活環境保全林」は長良橋上流約１．５kmの長良川右岸に近接した山紫水明の地として知られる長良志段見「松尾池」周辺に市民の「憩いの場」として開設した。（昭和６３年度ミニ生活環境保全林整備モデル事業による。）

この付近一帯はぎふ水と緑の環境百選「萩の滝と松尾池」及び岐阜県の名水５０選「岩舟溪谷萩の滝」に選定されているところであり、また管内東海自然歩道沿線の一番の景勝地として日頃から市民の保健休養、森林レクリエーションの場として利用され、親しまれている。

具体的整備内容は次のとおりである。

(ア) 松尾池の外周に幅２．０m、延長３８６mの遊歩道の開設

(イ) 遊歩道沿い森林の下刈、不良木、不用木の除去等（自然林改良１．０ha）

(ウ) 遊歩道沿いに、アジサイ、ヒラドツツジ、

(11) 森林レクリエーションの推進

ア 東海自然歩道管理

本市を通る東海自然歩道は、芥見地区の老洞峠から市内北部を横断して、網代地区の伊洞に至る延べ３１．３kmで、沿道は松林に囲まれ、特に小島山頂上からの眺望がよい。

これらの管理として、パトロール、草刈り、歩道施設補修等を行っている。

イ 萩の滝周辺ミニ生活環境保全林

近年、自由時間を利用して、手近な所で森林浴を楽しむ人々が増えており、森林を保健休養、レクリエーション等自然を親しみ健康づくりをする

- ヤマハギ等全 11 種類計 1,200 本の花木を植栽（自然林造成）
- （エ）休憩所、広場及び利用施設（東屋 1 棟、野外卓、樹木名札ほか）

（12）土地改良事業

土地改良法が昭和 24 年に制定され、本市においては現在までに 62 地区 38 の土地改良区が設立され、ほ場整備事業で全市内の 9 割以上が整備された。現在市内には、14 地区の土地改良区と市町村をまたがる 4 地区の土地改良区がある。また土地改良区以外にも 69 の農業施設維持管理団体が各地域の農業用施設の維持管理を行っている。

ア かんがい排水事業

ほ場整備事業等により設けられた農業用水利施設の老朽化に伴い、漏水等で農業用水の確保に支障をきたしている地域が見られる。そのためこれらの地域の農業用水利施設に対しては、農業水利の利用状況等をふまえ、良好な農業基盤の確保のため、必要性、経済性、緊急度等を考慮し、かんがい排水事業による農業用水利施設の改良、新設を進めている。

イ 地域ため池総合整備事業

市内 35 箇所の農業用ため池について、防災・減災の観点から策定した全体計画を基に、概ね 10 年間を計画期間とする整備事業計画を作成している。現在、この事業計画に従い堤体の整備・補修、浚渫、ハザードマップの作成等、ハード・ソフト両面から保全対策を講じ、農業用ため池の保全を順次図っている。

ウ 多面的機能保全管理活動

近年、地域の共同活動によって支えられてきた農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきた。

このような状況に鑑み、平成 26 年度より農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る多面的機能保全活動支援を行っている。

岐阜市内では、平成 19 年度より多面的機能支払制度の前身となる農地・水保全管理活動をしており、現在では、14 組織が地域資源の保全管理活動を推進する「農地維持活動」に取り組み、そのうち 11 組織が施設の軽微な補修を行う「資源向上活動（共同活動）」に、6 組織が農業用排水路等の長寿命化のための更新等を行う「資源向上活動（長寿命化活動）」にも取り組んでいる。

エ 土地改良施設維持管理適正化事業

適正化事業は土地改良区等施設管理者の施設管理に対する意識を高めるとともに、施設の機能の保持と耐用年数の確保を目的とするもので、定期的に行うポンプのオーバーホールや用排水路の補修などが事業対象となる。

土地改良区等が適正化事業を実施するには、①その施設について、土地改良事業団体連合会の診断・管理指導を受けること、②適正化事業に加入し、向こう 5 年間整備補修を行うために必要な経費の一部を毎年積立てることが必要である。事業はその積立期間内の定められた年度に、計画的に実施される。

才 土地改良事業一覽表

(平成30年4月1日現在)

土地改良区名	受益面積(ha)	組合員数	認可年月日	着手年月日	工事完了年月日	事業費(千円)	換地総会	換地計画認可	解散認可	摘 要
石谷	60	87	昭25.7.8	昭24.4.1	昭28.3.31	9,100	昭39.12.18	昭40.4.24	昭46.5.18	ほ場整備
長良	79	331	26.9.10	25.12.10	30.3.28	13,490		34.3.23	39.10.20	〃
岩崎	57	131	28.4.10	26.11.1	29.3.31	11,507			44.5.19	〃
折立	86	127	28.11.10	28.10	33.3.31	18,000	44.1.11	44.8.27	48.1.25	〃
岩利	82	161	29.4.8	28.12.2	32.3.31	16,257	41.3.28	41.10.20	47.12.7	〃
東改田	50.3	120	29.10.19	29.10	33.3.31	7,520	45.2.27	45.4.9	62.10.26	〃
荒川南部	1,152	1,666	29.12.12	30.1.4	38.3.31	175,612			53.9.8	〃
鵜工区							46.3.30	47.4.7		〃
茜部工区							45.3.25	45.7		〃
三里工区							41.12.21	42.3.31		〃
日置江工区							41.12	42.3		〃
佐波工区	467			30	36	73,482				〃
柿ヶ瀬	13	87	30.11.13	29.10	33.3.31	3,500		38.7.5	44.3.31	〃
村山	29	54	31.4.3	30.12	33.3.31	5,700	40.9	41.3.18	44.4.9	〃
西改田	29	84	33.11.25	33.2	36.3.31	5,000	43.9.28	44.1.7	56.6.12	〃
安食	40	88	33.12.2	33.12	37.3.31	6,800	40.9.22	41.2	57.10.4	〃
東部	635	1,471	34.5.21	34.12	42.3.31	191,018			60.12.26	〃
第1工区							48.3.30	49.3.19		〃
第2工区							47.7.28	49.1.28		〃
第3工区							48.2.2	49.10.15		〃
第4工区							47.3.22	47.9.8		〃
第5工区							48.1.27	50.1.27		〃
第6工区							48.1.27	52.9.13		〃
第7工区							49.3.25	51.9.20		〃
第8工区							46.3.6	46.9.14		〃
下川手	55	272	35.1.19	35.2	37.3.31	18,150	52.6.29	54.3.20	55.11.11	〃
山県用水石原工区	40	58	36.12.21	36.11.20	38.3.31	4,300	45.2.24	45.6.23		〃
太郎丸工区	116	320	38.11.13	38.1.15	41.3.31	113,539	47.2.12	47.11.30		〃
福富工区	220	385	39.6.16	38.12.16	43.3.25	176,090	47.3.28	48.11.17		〃
門屋工区	49	250	40.7.30	45.10.1	53.4.30	149,850	51.8.12	53.2.13		〃
北野工区	142	307	40.7.30	46.9.18	53.4.30	346,900	51.8.12	53.2.13		〃
春近第1工区	36	225	45.10.2	45.11.2	49.3.30	74,236	49.3.30	50.1.24		〃
春近第2工区	67.5	145	46.10.2	45.11.2		138,000	57.2.22	58.2.25		〃
尻毛橋北部	221.6	454	37.8.18	37.12.8	42.3.31	142,514			55.3.4	〃
木田							48.3.28	49.11.5		〃
七郷							47.2.21	47.12.13		〃

土地改良区名	受益面積(ha)	組合員数	認可年月日	着手年月日	工事完了年月日	事業費(千円)	換地総会	換地計画認可	解散認可	摘 要
市 橋 鏡 島	386	983	昭38.4.16	昭38.12	昭41.3.31	273,660	昭48.3.26	昭49.9.7		ほ場整備
羽 島 南 部	338		38.8.9	39	43	340,202	—	—	—	〃
境 川 中 部	39	268	38.10.25	39.4	40.3.31	9,670	49.11.20	52.1.26	昭54.3.10	〃
栗 野	107.4	295	39.5.14	39.4.20	43.3.31	66,299	47.3.30	48.3.22	平8.3.28	〃
西 郷	337	470	40.5.31	41.11.19	49.3.31	557,213	54.8.28	56.3.24	昭61.9.5	〃
〃	64	85	40.5.31	40.11.15	42.3.20	52,633	54.8.28	56.3.24	61.9.5	構造改葺
領 下	33.4	256	41.5.9	41.12.7	46.12.29	29,464	48.3.29	49.5.16	53.7.3	ほ場整備
岩 崎	2	30	41.5.9	41.5.6	42.3.31	1,240	-----	60.5.13	—	〃
岩	173	532	41.5.28	41.12.1	46.3.31	159,545	56.3.27	57.3.15	59.6.28	〃
七 郷 西 部	34	69	42.2.4	42.2.10	43.3.31	20,000	45.7.14	46.2.5	57.6.21	〃
網 代	226	356	42.7.28	42.12.2	58.11	513,700	58.11.29	59.4.23		〃
芥 見 地 頭 方	51.6	204	43.11.4	43.11.25	47.3.31	64,450	48.2.11	49.4.8	51.2.27	〃
芥 見	117.8	463	44.10.21	44.12.20	50.12.31	210,146	51.2.25	51.10.30	53.7.19	〃
芥 見 (畑)	28	226	44.10.21	46.9.6	48.3.31	40,539	51.2.25	51.10.30	53.7.19	畑総整備
黒 野 南	42.7	117	43.11.4	43.1.10	45.6.15	42,260	48.1.22	48.12.5	50.2.5	ほ場整備
黒 野	102	219	45.9.21	45.11.25	51.3.20	244,796	51.3.29	51.11.20	53.4.10	〃
合 渡 曽 我 屋 工 区	97	270	45.8.28	45.11.2	50.2.20	254,130	51.3.30	59.3.31		〃
寺 田 工 区	107	286	45.8.28	46.9.30	51.3.25	319,830	51.3.30	59.3.31		〃
一 日 市 場 工 区	36	190	45.8.28	45.11.21	47.3.25	351,000	49.11.19	54.5.1		畑総整備
合 渡 南 (第 1)	28.5	109	49.9.6	49.10.23	50.8.10	211,438	51.2.16	51.10.23		ほ場整備
〃 (第 2)	29	126	50.2.10	50.2.27	50.11.10	219,182	51.2.16	51.10.23		〃
彦 坂	41	79	46.9.25	46.12.1	51.3.20	122,270	51.3.25	52.2.5	53.5.9	〃
出 屋 敷	33	72	47.10.12	47.11.25	52.3.20	107,940	53.3.24	53.11.1		〃
佐 野	29	63	51.10.22	51.12.1	54.3.20	230,635	55.3.16	55.10.6		〃
古 市 場	34.4	74	54.3.5	54.3.15	57.3.20	94,900	57.5.28	58.3.25		〃
芋 島	0.58	13	52.6.17	52.8.1	55.3.20	820	-----	55.4.26	—	〃
鶴 田	0.73	7	54.3.5	54.3.20	55.3.20	5,870	-----	55.7.8	—	〃
東 板 谷 (市 営)	12.2	70	52.11.14	52.11.1	54.3.30	60,328	54.3.10	54.7.20	—	同和对策
南 畑	2.3	21	51.9.12	51.9.1	53.3.30	—	-----	56.8.3	—	災 害
城 田 寺	52.2	86	56.5.18	56.4.1	平元.1.31	409,000	63.10.4	平元.2.10		ほ場整備
加 野	10.6	37	58.9.5	58.10.1	昭63.2.29	63,000	昭61.10.7	昭62.4.8	平11.8.9	〃
柳 津 町 高 桑	23.07	176	—	—	平4.3	97,000	平4.12.6	平5.8.2	—	〃
正 木	1.0	15	平6.3.10	平6.11.15	7.5.31	29,340	7.6.19	8.3.1	—	〃
方 泉 村 山 工 区	22.3	50	昭63.3.25	平3.4.1	10.3.20	369,790	9.7.16	10.2.28		県営ほ場整備
〃 安 食 工 区	43.2	129	〃	昭63.4.1	11.9.8	566,670	10.12.25	11.9.7		〃
〃 岩 利 工 区	65.1	159	〃	平2.4.1	12.3.10	1,024,147	12.2.24	12.6.27		〃
〃 石 谷 工 区	53.4	137	〃	昭63.4.1	13.3.26	626,395	12.9.4	12.12.20		〃
岩 井	6.3	39	平8.9.18	平8.12.24	14.12.26	470,660	14.12.28	15.3.6		農村総合整備
合 計	6536.18								(注)「-----」不詳、「-----」必要なし	

3 畜産、水産

(1) 概要

本市の畜産は、都市近郊という立地条件を生かした経営で発展してきた。しかし、近年、経済の低成長、輸入の自由化などにより国産食肉の消費低迷が起きている。飼料をはじめとする生産資材は不安定要因が多いだけに、経営の近代化、合理化に努めているが、混住化が進行したことにより環境保全対策の問題が生じており、このことが畜産の振興発展を阻害する要因となっている。

こうした厳しい条件の中で、都市近郊の特色ある畜産振興を重点的に推進している。

家畜の飼養状況

(令和2年2月1日現在)

種別	区分	飼養頭羽群数	飼養戸数	1戸当たり飼養頭羽群数
乳牛		99頭	4	24頭
肥育牛		991頭	12	82頭
豚		2,288頭	2	1,144頭
鶏		134,742羽	4	33,685羽
蜜蜂		492群	11	44群

※鶏の飼養頭羽群数は年間の合計

ア 重点施策

- (ア) 畜産経営の合理化
- (イ) 家畜飼養環境の整備
- (ウ) 家畜防疫衛生対策

イ 畜産総合施策

- (ア) 畜産経営指導
- (イ) 家畜診療及び家畜人工授精
- (ウ) 畜産共進会の後援
- (エ) 畜産物の流通対策

(2) 各畜産の状況

ア 乳牛

生産コストの低減と経営の安定化を図るため、河川敷草地を利用して、効率的に粗飼料を生産し、自給率の向上を図ることにより経営の安定に努めている。また、人工授精や受精卵移植により後継牛の確保に努め、新鮮で安全・安心な牛乳の供給と経営の近代化、合理化を推進している。

イ 肥育牛

県内外の黒毛和牛主要生産地から血統を重視した肉用素牛を導入し、肥育技術の確立によって、ブランド牛「飛騨牛」の安定的生産に努めている。さらに、家畜保健衛生所との定期的な巡回指導、先進地視察の実施により最新の肥育技術の導入を

図り、経営の近代化と肉質の向上を目指している。

ウ 養豚

養豚は子豚から肥育までの一貫生産を行い、「飛騨けんどん・美濃けんどん」、「美濃ヘルシーポーク」の生産によりブランド化を図っている。さらに、優秀な系統豚の導入により肉質の向上を図り、経営の企業化を推進している。

エ 養鶏

本市は、初生ヒナの生産地として全国的に知られている。都市圏内の養鶏として鶏卵の高品質化や銘柄商品などの特殊鶏卵の開発・研究に努め、経営の基盤整備を図り、さらに疾病に対する各種予防注射の実施等防疫衛生対策を推進することにより経営の安定と近代化を図っている。

オ 養蜂

本市は近代養蜂の発祥の地として発展してきた。しかし、害虫や自然環境の変化によって採蜜量が減少してきており、経営基盤確立のため果樹・いちご生産農家と連携したポリネーション事業を推進している。

(3) エコプラント椿

家畜ふん尿に起因する環境問題が深刻化していたため、家畜ふんと小中学校等公共施設から出る給食残さをブレンド発酵させ、環境にやさしい良質なたい肥を生産する堆肥化処理施設「エコプラント椿」を整備し(事業期間H9～H11年、事業費345,000千円)、平成12年4月から本格稼働している。

ア 事業目的

- ・畜産環境の改善
- ・学校等給食等公共施設給食残さの再資源化
- ・良質堆肥の生産

イ 施設概要

所在地	岐阜市椿洞813-3
建物面積	1,463.83㎡ (管理棟、製品保管庫含む)
処理能力	10t/日
堆肥生産量	322t (令和元年度実績)
販売価格	330円/15kg袋 (100袋以上260円/15kg袋)

※令和2年4月1日現在

(4) 水産

夏の風物詩「鵜飼」に代表される長良川を中心とした内水面漁業は、春の「長良川サツキマス」、夏の「アユ」、秋の「モクズガニ(もみじがに)」が季節の味覚として有名であり、観光面にも大きく貢献している。

こうした中で、長良川産天然アユ保護増殖のために、稚魚放流、人工ふ化を実施し、水産振興に努めている。

「清流長良川の鮎」は平成27年12月15日に国際連合食糧農業機関（FAO）で開催された世界農業遺産運営・科学合同委員会において、世界農業遺産（GIAHS）に認定された。

また、長良川下流域7市2町と長良川漁業協同組合により構成された、長良川下流域魚族保護対策協議会により、アユ増殖に加えて銀毛アマゴ、カニなどを放流し、魚族保護増殖に努めるとともに、河川環境保全を図っている。

4 岐阜産業会館

（１）設置経緯

地域産業の発展と地域社会の文化の向上に寄与するため、市制80周年記念行事の一環として、県と共同で設置、昭和45年8月6日竣工した。

（２）管理運営

地方自治法第252条の2第1項の規定により、県と岐阜産業会館に関する事務を共同して管理及び執行するため岐阜産業会館運営管理協議会を設置し、地方自治法第244条の2第3項の規定により、会館の管理に係る指定管理者として「一般財団法人岐阜産業会館」を指定し、経費は県市折半としている。

（３）施設概要

場 所 岐阜市六条南2丁目11番1号

敷地面積	12,187㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	地下1階、地上7階、塔屋3階
規 模	建築面積 4,787㎡
	延床面積 12,643㎡
	低層部 3,067㎡
	高層部 6,049㎡

建設費 1,521,726千円

（４）施設内容

ア 大展示場

延2,180㎡（可動間仕切りにより分割利用可）、別棟で天井が高く、重量物あるいは大容積の展示品の搬入可能（積載トラックで入場可）、各種見本市、展示会、大会などに利用されている。

イ 中展示場

591㎡、小規模の商品展示会のほか、講演会、講習会などに利用されている。

ウ 小展示場

395㎡、小規模の商品展示会のほか、講演会などに利用されている。

エ ホール

固定席542席（改修工事が必要なため休止）

オ 会議室（2室）

100人収容の第1会議室及び、20人収容の第2会議室があり多くの人に利用されている。

カ その他の施設

上記のほか貸事務所24室、電算室（一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター）、駐車場（350台収容）がある。

（５）使用料

（令和2年4月1日現在）

時間区分		午前 午前9時から 午後1時まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後5時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで	延長使用料 (1時間)
施設名						
大	展 示 場	—	—	—	228,200円	21,880円
中展 示場	同時に大展示場を使用する場合 でその使用者が異なる場合	—	—	—	46,200	4,420
	そ の 他 の 場 合	—	—	—	64,850	6,220
小	展 示 場	—	—	—	45,800	4,400
文化 ホール	土曜日・日曜日及び休日	9,680円	20,910円	27,280円	57,870	5,550
	そ の 他 の 日	7,920	17,810	20,910	46,640	4,460
第1	会 議 室	7,330	9,470	10,880	25,040	2,640
第2	会 議 室	2,340	2,950	4,130	8,380	900

備考 1 大展示場及び小展示場は、2分の1の面積に分割して使用することができ、この場合における使用料の額は、この表に定める額の2分の1の額とする。
2 使用者が入場料その他これに類する対価を入場者1人につき3,000円以上徴収して使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍とする。

※中展示場使用料、46,200円の使用面積は420㎡、64,850円の使用面積は591㎡である。

※使用料収入については、岐阜市と岐阜県がそれぞれ2分の1の額を収入する。

5 中央卸売市場

(1) 概要

ア 建設の経過

かつて本市には従来長住町及び元町を中心とする一帯に総合卸売市場街が形成され市民生活に直結する市場としての役割を果たしてきた。しかし自動車輸送の増大、消費人口の増加や流通機構の変容により、この民間市場は狭あい、混雑を極めたため全面移転し、中央卸売市場を建設する機運が高まった。そこで昭和28年市内敷島町地内に用地21,874㎡を確保し、翌29年に整地を完了した。しかし昭和31年度から市の財政は「地方財政再建特別措置法」の適用を受けたため新規事業の中止、縮小の措置が余儀なくされ中央卸売市場の計画も延期されることになった。

このような財政事情から一旦計画が立ち消えたものの、その後市勢が躍進すると共に消費生活は多様化し、民間市場では輸送手段、流通等に支障が起こり、中央卸売市場建設が必要となってきた。

ここに開設への機運は再び高まり昭和41年4月、業界、市議会、生産者、消費者、関係機関等の代表者をもって岐阜市中央卸売市場建設協議会（委員50人）が設置され、将来の流通機構の变革を考慮しつつ協議を重ね、建設事業に着手した。同43年1月に茜部用地を買収、翌年4月起工、12月には下川手用地を追加買収し、同46年4月に新市場が竣工した。同年7月14日開場式を行い、同月19日業務を開始した。

イ 業界の統合入場

(ア) 卸売業者

昭和45年5月に青果部2社の組み合わせが決定に至り、同年5月21日に4社を統合して新会社岐阜中央青果株式会社（資本金6,000万円）が、昭和46年2月18日には5社を統合して、新会社岐阜岐阜青果株式会社（資本金6,000万円）が設立された。

水産物部においては、昭和46年1月に2社の組み合わせが決定に至り、同年6月1日には2社を統合し、新会社株式会社岐阜魚介（資本金8,000万円）と2社を統合した新会社岐阜丸魚株式会社（資本金6,000万円）が設立された。

なお、青果部の旧卸売業者中2社は新会社に加わらず、1社は場外において冷蔵庫業、残る1社は青果仲卸として入場した。

(イ) 仲卸業者

入場対象業者は青果関係5組合140業者、水産関係4組合80業者で、建設計画を進める中で開場時における許可数を青果部40、水産物部31とすることとし、各組合の組合員数、

総取扱高等に応じて組合別割当数を示し、それ以内で統合、合併を行うよう昭和45年11月に要請。その後各組合でそれぞれ協議、調整に努力、市も調整に当たった。その結果青果部40、水産物部31の新会社の組み合わせが決まり昭和46年7月16日許可入場となった。

(ウ) 関連事業者

入場を希望する関連事業者を対象に、それぞれの業態別に建設計画の中で定められた店舗数を従来の営業実績等を基準に割当てて入場者を決定した。

ウ 機構整備補助と業界育成

中央卸売市場機構整備計画に基づいて旧卸売業者、仲卸業者並びに関連事業者が旧会社及び旧店舗を廃止、新会社を設立又は個人営業として移転入場をしたのであるが、これら旧会社（個人営業を含む）に対する補助金に代るべく機構整備補助金と新会社（個人を含む）に対する施設整備補助金、新卸売会社、仲卸会社に対しては健全経営育成のための運営資金等の融資に対する利子補給等を次のとおり実施した。

機構整備補助金（昭和46～49年度）

旧卸売業者	70,800千円
旧仲卸業者	45,500
旧附属営業連合会	1,000
小売協同組合	1,500
合計	118,800

施設整備補助金（昭和46～48年度）

仲卸業者	7,300千円
関連事業者	15,090
合計	22,390

利子補給（昭和46～48年度）

卸売会社	27,037千円
仲卸会社	17,875
小売協同組合	1,800
合計	46,712

上記のほか間接的に業界の育成、市場を發展させるため使用料については、条例の定める額を規則により昭和46年度から昭和55年度まで減額措置が講じられた。

エ 市場施設整備工事

市場開設以降、供給圏内の人口及び取扱量の増加、輸送形態の変化などに対応するため、平成元年度から3年にわたり卸売場の拡張、仲卸店舗・

低温売場・プレハブ冷蔵庫の設置など大規模増改築等を行った。また、平成22年度に卸売棟の耐震補強工事を施工、平成27年度には太陽光発電システムを設置して、より安全で環境にやさしい施設へと改善した。

オ 開設運営協議会等の運営状況

市場の運営管理の適正を期するため市議会、関係機関の代表者、業界、生産者、消費者等の委員からなる開設運営協議会並びに業界代表による青

果水産取引委員会を設置し、市場の整備計画、流通対策、施設の運営、取引の公正等についてそれぞれ調整を図っている。

(2) 施設

位置	茜部新所2丁目5番地
敷地面積	123,952㎡ (本場 93,387㎡ 関連 30,565㎡)
建物面積	72,930㎡

建物の用途及び構造

(令和2年4月1日現在)

施設名	用途	構造等	面積(㎡)
卸売棟	卸売場、低温売場528㎡、業者事務所、屋上駐車場	鉄骨一部鉄筋コンクリート造2階建	23,225
仲卸売棟	仲卸売場、業者事務所、立体駐車場、屋上駐車場	鉄筋コンクリート造3階建	26,254
管理庁舎	管理事務所、検査室、金融機関ATM	鉄筋コンクリート造4階建	1,774
公用車庫	車庫	コンクリートブロック造平屋建	36
No.2関連店舗	岐阜青果協同組合、関連利便店舗	鉄筋コンクリート造2階建	445
バナナ加工室	バナナ加工室	鉄筋コンクリート造平屋建(塔屋2階)	605
充電庫	電動車の充電庫	鉄骨造平屋建	149
活かし場棟	淡水魚活かし場	鉄筋コンクリート造平屋建	145
スロープ下電気室及びポンプ室	電気室、ポンプ関係室	コンクリートブロック造平屋建	78
No.4関連店舗棟	食堂等関連利便店舗	鉄筋コンクリート造平屋建	137
No.2プロパン庫	プロパン倉庫	コンクリートブロック造平屋建	7
岐青協購買部	組合員の購買事業用	軽量鉄骨造平屋建	76
水産物小売組合事務所	事務所	鉄骨造2階建	217
水産物小売組合倉庫	倉庫	軽量鉄骨造平屋建	49
市場運輸事務所	事務所	コンクリートブロック造平屋建	21
屋外便所	屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	216
水産加工施設	学校給食加工所(水産)	鉄骨造平屋建	154
シャワー室棟	従業員等福利厚生施設	鉄筋コンクリート造平屋建	24
守衛ボックス棟	正門守衛室	鉄筋コンクリート造平屋建	6
No.1倉庫、学校給食棟	業者用倉庫、学校給食加工所(青果)	鉄骨造2階建	406
買荷保管積込所	買荷一時保管所(卸売No.1～5)	鉄骨造平屋建	4,705
No.3関連店舗棟	食堂等関連業者利便店舗	鉄筋コンクリート造平屋建	323
No.1プロパン庫	プロパン庫	コンクリートブロック造平屋建	15
No.3倉庫	各関係業者倉庫	鉄骨造一部コンクリートブロック造平屋建	615
No.5関連店舗棟	車両修繕等関連業者利便店舗	鉄筋コンクリート造平屋建	323
No.6関連店舗棟	〃	鉄骨造2階建	60
屋外便所	屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	35
冷蔵庫棟	中央冷蔵庫(青果、水産冷蔵)	鉄筋コンクリート造2階建	4,126
ゴミ集積所	ゴミ集積所	鉄骨造平屋建	328
No.1関連店舗棟	関連事業者店舗、加工店舗店	鉄筋コンクリート造2階建	6,809
買荷保管積込所	買荷一時保管所(関連No.1～5)	鉄骨造平屋建	680

施 設 名	用途	構造等	面 積(㎡)
屋 外 便 所	屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	138
No. 2 守 衛 室、 事 務 所 棟	守衛室、関連業者組合事務所	鉄骨造 2 階建	190
自 転 車 置 場	〃 自転車置場	鉄骨造平屋建	6
ガ バ ナ ー 室	ガス圧力調整室	鉄骨造平屋建	6
関連店舗倉庫棟	関連事業者用倉庫	コンクリートブロック造平屋建	331
スロープ下電気室等	電気・ポンプ室	鉄筋コンクリート造平屋建	216
計			72,930

(3) 取 扱 品 目

ア 青 果 物

野菜、果実及びこれらの加工品（市長が規則で定めるものを除く。）並びに市長が規則で定めるその他の加工食料品。

イ 水 産 物

生鮮水産物及びその加工品（市長が規則で定めるものを除く。）並びに市長が規則で定めるその他の加工食料品。

(4) 市場内業者及び売買参加者

(令和2年4月1日現在)

種 別	卸 売 業 者	仲 卸 業 者	売買参加者	関連事業者
青 果 物	社 2	社 2 1	人 2 3 2	社 —
水産物				
生 鮮 水 産 物	2	8	1 5 3	—
塩 干 物		1		
関 連 事 業 者	—	—	—	7 1
合 計	4	3 0	3 8 5	7 1

(5) 取扱実績

◇最近2年間の取扱実績（1月～12月）

[数量：kg 金額：円]

区 分		取 扱 高		一 日 平 均 取 扱 高	
部 類	年	数 量	金 額	数 量	金 額
総 取 扱 高	30	216,756,454	57,808,514,039	846,705	225,814,508
	1	219,039,556	54,349,373,400	858,979	213,134,798
青 果 部	30	202,196,570	48,439,468,956	789,830	189,216,676
	1	206,207,928	45,571,736,204	808,659	178,712,691
	野 菜	30	175,085,431	683,927	149,874,959
		1	177,073,321	694,405	138,083,072
	果 実	30	27,111,139	105,903	39,341,717
		1	29,134,607	114,253	40,629,619
	水 産 物 部	30	14,559,884	56,875	36,597,832
		1	12,831,628	50,320	34,422,107
水 産 物 部	鮮 魚	30	3,093,678	12,085	13,871,518
		1	2,756,040	10,808	12,975,579
	冷 凍 魚	30	3,355,900	13,109	10,943,501
		1	2,923,019	11,463	10,760,712
	加工水産物	30	8,110,306	31,681	11,782,813
		1	7,152,569	28,049	10,685,816

(6) 財 政 状 況

ア 収益的收入及び支出
(収 入)

区 分	令和2年度予算額		令和元年度決算額		平成30年度決算額	
	金 額 (円)	構成比	金 額 (円)	構成比	金 額 (円)	構成比
市場事業収益	699,531,000	100.0	656,715,797	100.0	673,694,868	100.0
営業収益	486,145,000	69.5	455,046,300	69.3	473,627,235	70.3
営業外収益	213,385,000	30.5	201,669,497	30.7	200,067,633	29.7

(支 出)

区 分	令和2年度予算額		令和元年度決算額		平成30年度決算額	
	金 額 (円)	構成比	金 額 (円)	構成比	金 額 (円)	構成比
市場事業費用	644,654,000	100.0	594,151,866	100.0	595,400,954	100.0
営業費用	625,070,000	97.0	585,742,466	98.6	578,915,930	97.2
営業外費用	14,584,000	2.3	8,409,400	1.4	16,485,024	2.8
予備費	5,000,000	0.7	0	0.0	0	0.0

イ 資本的支出
(支 出)

区 分	令和2年度予算額		令和元年度決算額		平成30年度決算額	
	金 額 (円)	構成比	金 額 (円)	構成比	金 額 (円)	構成比
資本的支出	94,065,000	100	106,297,860	100	24,383,700	100
建設改良費	94,065,000	100	106,297,860	100	24,383,700	100

※消費税込み

6 食肉地方卸売市場

(1) 概 要

本市場は、県内の基幹市場として、食肉流通の安定的な供給体制を堅持し、消費者ニーズに対応した安全で安心できる食肉の供給に努めている。

払込済資本金 4,950万円

（県700万円、市700万円、
全農 1,350万円、
県信連 400万円、
県食肉連 1,700万円、
県家畜商組合 100万円）

(2) 施 設

敷 地 21,879.93㎡
建物面積 7,814.73㎡
施設能力 と畜処理能力(1日)
大動物 75頭
小動物 600頭
汚水処理能力(1日)
1,500m³
冷蔵能力(小動物換算)
1,050頭
係留所収容能力
大動物 115頭
小動物 560頭

※岐阜県卸売市場条例に基づきと畜、解体等せり市場を通じ食肉の委託販売を行う機関であり、食肉の販売代金を基準とする手数料を収受し経営している。

買 受 人 市長の承認を受け、本市場でのせり売りに参加し、食肉の買受けをする者。
(令和2年4月1日現在115人)
付属営業者 市長の承認を受け、本市場での市場業務に付帯した業務を行う者。
(公社)日本食肉格付協会 牛、豚枝肉の規格格付を行っている。

(3) 機 構

岐 阜 市 施設の維持管理及び業務の指導監督を行う。
卸 売 業 者 株式会社岐阜県畜産公社(荷受機関)
授權資本金額 5,200万円

(4) と畜頭数の推移 (単位:頭)

種別 年度	牛	馬	子牛	豚
26	4,980	—	—	69,302
27	4,484	—	—	67,622
28	4,245	—	—	68,485
29	4,132	—	1	70,220
30	4,164	—	—	67,220
元	3,933	—	2	21,327

(5) 取引頭数 (令和元年度)

区分 種別	と畜頭数 (A)	上 場 頭 数		取 引 成 立 頭 数		重 量 及 び 金 額		平 均 価 格 (1頭当たり)
		頭 数 (B)	上 場 率 (B/A)	頭 数 (C)	成 立 率 (C/B)	重 量	金 額	
牛	3,933	3,295	83.8	3,295	100.0	1,563,310.8	4,788,804,651	1,453,355
豚	21,327	21,108	99.0	21,108	100.0	1,617,661.0	907,678,983	43,002
子牛	2	2	100.0	2	100.0	280.8	173,072	86,536
搬入枝肉	—	891	—	891	100.0	67,919.5	38,316,537	43,004